

栃木県安全で安心なまちづくり県民会議規約

(名 称)

第1条 この会は、栃木県安全で安心なまちづくり県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 県民会議は、安全で安心なまちづくりを県民運動として展開するため、県民、事業者、団体、市町村、県等が相互の連携の下に協働して普及・啓発等の各種活動を推進することにより、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(活 動)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 自主防犯意識の高揚に関すること。
- (2) 犯罪の防止のための自主的な活動の推進に関すること。
- (3) 犯罪の防止に配慮した環境の整備の促進に関すること。
- (4) 構成団体相互の情報交換及び連携の強化に関すること。
- (5) その他安全で安心なまちづくりを推進するために必要なこと。

(構 成)

第4条 県民会議は、別表に掲げる団体等により構成する。

(役 員)

第5条 県民会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、栃木県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、別表に掲げる団体等から、会長が指名する団体等とする。

(運 営)

第6条 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 県民会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代行する。
- 5 会長は必要あるとき、県民会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 県民会議の事務局を栃木県県民生活部くらし安全安心課に置く。

(補 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。